

○岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例

平成24年12月25日

条例第50号

改正 平成25年 3 月28日条例第 9 号

(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律
の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例第 5 条)

平成25年10月 7 日条例第19号

平成26年 3 月27日条例第10号

平成27年 3 月26日条例第11号

平成28年 3 月25日条例第14号

平成28年 3 月25日条例第16号

(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改
正する条例第 5 条)

平成29年 3 月27日条例第11号

(岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び岡
崎市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例第
1 条)

平成30年 3 月23日条例第14号

(岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び岡
崎市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例第
1 条)

目次

第 1 章 総則(第 1 条～第 4 条)

第 2 章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第 1 節 基本方針(第 5 条)

第 2 節 人員に関する基準(第 6 条～第 8 条)

第 3 節 設備に関する基準(第 9 条)

第 4 節 運営に関する基準(第10条～第18条)

第 5 節 共生型障がい福祉サービスに関する基準(第18条の 2 ～第18条の 4)

第6節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準(第19条～第23条)

第3章 療養介護

第1節 基本方針(第24条)

第2節 人員に関する基準(第25条・第26条)

第3節 設備に関する基準(第27条)

第4節 運営に関する基準(第28条～第34条)

第4章 生活介護

第1節 基本方針(第35条)

第2節 人員に関する基準(第36条・第37条)

第3節 設備に関する基準(第38条)

第4節 運営に関する基準(第39条～第42条)

第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準(第42条の2～第42条の5)

第6節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準(第43条・第44条)

第5章 短期入所

第1節 基本方針(第45条)

第2節 人員に関する基準(第46条・第47条)

第3節 設備に関する基準(第48条)

第4節 運営に関する基準(第49条～第53条)

第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準(第53条の2～第53条の4)

第6節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準(第54条)

第6章 重度障がい者等包括支援

第1節 基本方針(第55条)

第2節 人員に関する基準(第56条・第57条)

第3節 設備に関する基準(第58条)

第4節 運営に関する基準(第59条～第62条)

第7章 削除

第8章 自立訓練(機能訓練)

第1節 基本方針(第72条)

第2節 人員に関する基準(第73条・第74条)

第3節 設備に関する基準(第75条)

第4節 運営に関する基準(第76条～第78条)

第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準(第78条の2～第78条の4)

第6節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準(第79条・第79条の2)

第9章 自立訓練(生活訓練)

第1節 基本方針(第80条)

第2節 人員に関する基準(第81条・第82条)

第3節 設備に関する基準(第83条)

第4節 運営に関する基準(第84条)

第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準(第84条の2～第84条の4)

第6節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準(第85条・第85条の2)

第10章 就労移行支援

第1節 基本方針(第86条)

第2節 人員に関する基準(第87条～第89条)

第3節 設備に関する基準(第90条・第91条)

第4節 運営に関する基準(第91条の2～第93条)

第11章 就労継続支援A型

第1節 基本方針(第94条)

第2節 人員に関する基準(第95条・第96条)

第3節 設備に関する基準(第97条)

第4節 運営に関する基準(第98条～第103条)

第12章 就労継続支援B型

第1節 基本方針(第104条)

第2節 人員に関する基準(第105条)

第3節 設備に関する基準(第106条)

第4節 運営に関する基準(第107条・第108条)

第5節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準(第109条～第111条)

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針(第111条の2)

第2節 人員に関する基準(第111条の3・第111条の4)

第3節 設備に関する基準(第111条の5)

第4節 運営に関する基準(第111条の6・第111条の7)

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針(第111条の8)

第2節 人員に関する基準(第111条の9・第111条の10)

第3節 設備に関する基準(第111条の11)

第4節 運営に関する基準(第111条の12・第111条の13)

第15章 共同生活援助

第1節 基本方針(第112条)

第2節 人員に関する基準(第113条・第114条)

第3節 設備に関する基準(第115条)

第4節 運営に関する基準(第116条～第120条)

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第120条の2・第120条の3)

第2款 人員に関する基準(第120条の4・第120条の5)

第3款 設備に関する基準(第120条の6)

第4款 運営に関する基準(第120条の7～第120条の10)

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第121条・第122条)

第2款 人員に関する基準(第123条・第124条)

第3款 設備に関する基準(第125条)

第4款 運営に関する基準(第126条～第128条)

第16章 雑則(第129条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障がい福祉

サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障がい福祉サービスを利用する障がい者及び障がい児をいう。
- (2) 共生型障がい福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障がい福祉サービスをいう。
- (3) 多機能型 第35条に規定する指定生活介護の事業、第72条に規定する指定自立訓練(機能訓練)の事業、第80条に規定する指定自立訓練(生活訓練)の事業、第86条に規定する指定就労移行支援の事業、第94条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第104条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第4条に規定する指定児童発達支援(第42条の2第1号において「指定児童発達支援」という。)の事業、指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービス(第42条の2第1号において「指定放課後等デイサービス」という。)の事業、指定通所支援基準第71条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(指定通所支援基準に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

(指定障がい福祉サービス事業者の一般原則)

第3条 指定障がい福祉サービス事業者(第3章、第4章及び第8章から第15章までに掲げる事業を行うものに限る。)は、利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた計画(以下「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して指定障がい福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障がい福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 指定障がい福祉サービス事業者は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障がい児の保護者の立場に立った指定障がい福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定障がい福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任

者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(申請者の要件)

第4条 指定障がい福祉サービス事業者の指定に係る法第36条第3項第1号に規定する条例で定める者は、法人であるものとする。ただし、法第5条第6項に規定する療養介護の事業又は同条第8項に規定する短期入所の事業(医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院又は診療所が行うものに限る。)の指定については、この限りでない。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針

第5条 居宅介護に係る指定障がい福祉サービス(以下この章において「指定居宅介護」という。)の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障がい福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障がい者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障がい福祉サービスの事業は、視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障がい者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障がい福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために

必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第6条 指定居宅介護の事業を行う者(以下「指定居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この章において「指定居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。)の員数は、規則で定める。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模(当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障がい福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る当該指定障がい福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障がい福祉サービスの事業の規模)に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数は、規則で定める。

(管理者)

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第8条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障がい福祉サービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第9条 指定居宅介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障がい福祉サービス

の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 指定居宅介護事業者は、支給決定障がい者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしなければならない。
(提供拒否の禁止)

第11条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第13条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第14条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護等の総合的な提供)

第15条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助

に偏ることがあってはならない。

(秘密保持等)

第16条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

第17条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により市長が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件

の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、前3項の改善の内容を市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しなければならない。

(準用)

第18条 第10条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障がい福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第15条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第10条から第14条まで、第16条及び前条の規定は、同行援助及び行動援護に係る指定障がい福祉サービスの事業について準用する。

第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第18条の2 居宅介護に係る共生型障がい福祉サービス(以下この条及び第18条の4において「共生型居宅介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者(岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第59号。以下「指定居宅サービス等条例」という。)第9条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。次条において同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等条例第9条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下この号及び次条第1号において同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等条例第8条に規定する指定訪問介護をいう。以下この号及び次条第1号において同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第18条の3 重度訪問介護に係る共生型障がい福祉サービス(以下この条及び次条におい

て「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第18条の4 第5条(第3項及び第4項を除く。)、第6条第2項、第7条及び前節(第18条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第6節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準

(従業者)

第19条 居宅介護に係る基準該当障がい福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、規則で定める。

2 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定により指定された区域において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第20条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にあつる他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備及び備品等)

第21条 基準該当居宅介護事業所は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設ける

ほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第22条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。

(運営に関する基準)

第23条 第5条第1項及び第4節(第13条、第15条及び第18条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。

2 第5条第2項から第4項まで及び第4節(第13条、第15条及び第18条を除く。)並びに第19条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障がい福祉サービスの事業について準用する。

第3章 療養介護

第1節 基本方針

第24条 療養介護に係る指定障がい福祉サービス(以下「指定療養介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。)第2条の2に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第25条 指定療養介護の事業を行う者(以下「指定療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定療養介護事業所」という。)に置くべき従業者は、次のとおりとする。

(1) 医師

(2) 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。)

(3) 生活支援員

(4) サービス管理責任者(指定障がい福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)

2 前項に規定するもののほか、指定療養介護事業所の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第26条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第27条 指定療養介護事業所は、医療法に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

2 指定療養介護事業者が、医療型障がい児入所施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第42条第2号に規定する医療型障がい児入所施設をいう。)に係る指定障がい児入所施設(同法第24条の2第1項に規定する指定障がい児入所施設をいう。)の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第16号)第53条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなす。

第4節 運営に関する基準

(指定療養介護の取扱方針)

第28条 指定療養介護事業者は、指定療養介護に係る個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第29条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなけれ

ばならない。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(機能訓練)

第30条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(相談及び援助)

第31条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(定員の遵守)

第32条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(身体拘束等の禁止)

第33条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(準用)

第34条 第10条、第11条、第16条及び第17条の規定は、指定療養介護の事業について準用する。

第4章 生活介護

第1節 基本方針

第35条 生活介護に係る指定障がい福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第36条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者は、次のとおりとする。

(1) 医師

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章及び第9章において同じ。)

(3) 理学療法士又は作業療法士(利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合に限る。)

(4) 生活支援員

(5) サービス管理責任者

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 前2項に規定するもののほか、指定生活介護事業所の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第37条 第26条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第38条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

(介護)

第39条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第40条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備^{じん}の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第41条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(準用)

第42条 第10条から第12条まで、第16条、第17条、第28条及び第31条から第33条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第42条の2 生活介護に係る共生型障がい福祉サービス(以下「共生型生活介護」という。)の事業を行う指定児童発達支援事業者(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業者(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりする。

(1) 指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号及び第115条第1項において「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス(以下この条において「指定児童発達支援等」という。)を受ける障がい児の数を指定児童発達支援等を受ける障がい児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第42条の3 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者(指定居宅サービス等条例第40条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(岡崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第61号。以下「指定地域密着型サービス条例」という。)第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等条例第40条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス条例第19条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等条例第42条第1項又は指定地域密着型サービス条例第19条の5第1項に規定する食堂及び機能訓練室をいう。 以下同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等条例第39条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービ

ス条例第19条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。))の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第42条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス条例第29条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービス条例第55条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。))又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(岡崎市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第62号。第53条の3第1号において「指定地域密着型介護予防サービス条例」という。))第17条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第42条の5 第10条から第12条まで、第16条、第17条、第26条、第28条、第31条から第33条まで、第35条及び前節(第42条を除く。))の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第6節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第43条 生活介護に係る基準該当障がい福祉サービス(以下この節において「基準該当生活介護」という。))の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等であって地域において生活介護が提供されていないこと等

により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第44条 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者のうち規則で定める要件を満たした者が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス条例第28条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス条例第54条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス条例第31条第2項又は第57条第2項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス条例第29条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス条例第55条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所(基準該当生活介護事業者が当該事業を行う事業所をいう。第115条第1項において同じ。)とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

第5章 短期入所

第1節 基本方針

第45条 短期入所に係る指定障がい福祉サービス(以下この章において「指定短期入所」と

いう。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第46条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、規則で定める。

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この章において「空床利用型事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、規則で定める。

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下この章において「単独型事業所」という。)に置くべき生活支援員の員数は、規則で定める。

(準用)

第47条 第26条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第48条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

3 前2項に規定する居室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、4人以下とすること。

(2) 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。

4 第2項に規定する設備(居室を除く。)の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

(指定短期入所の開始及び終了)

第49条 指定短期入所の事業を行う者(以下この章において「指定短期入所事業者」という。)は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、他の指定障がい福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第50条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(定員の遵守)

第51条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員(第113条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は第123条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居(以下「共同生活住居」という。)及びユニット(居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。)の入居定員)及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(3) 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(サービスの提供)

第52条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の

支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭^{しき}しなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障がい者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 指定短期入所事業者は、支給決定障がい者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。

5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体^しの状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(準用)

第53条 第10条から第12条まで、第16条、第17条、第31条及び第33条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第53条の2 短期入所に係る共生型障がい福祉サービス(以下「共生型短期入所」という。)の事業を行う指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等条例第60条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業者(岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第60号。第1号において「指定介護予防サービス等条例」という。))第53条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等条例第60条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防サービス等条例第53条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(次号において「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等条例第59条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等条例第52条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(次号において「指定短期

入所生活介護等」という。)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第53条の3 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス条例第17条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(次号及び第115条第1項において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)(に個室(指定地域密着型サービス条例第32条第2項第3号若しくは第58条第2項第3号又は指定地域密着型介護予防サービス条例第20条第2項第3号に規定する個室をいう。以下この号において同じ。)(以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス条例第31条第2項若しくは第57条第2項又は指定地域密着型介護予防サービス条例第19条第2項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)(の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第53条の4 第10条から第12条まで、第16条、第17条、第26条、第31条から第33条まで、

第45条及び前節(第51条及び第53条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第6節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第54条 短期入所に係る基準該当障がい福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当短期入所事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であって、第44条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第79条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第85条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障がい者及び障がい児に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス条例第31条第2項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と第44条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第79条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第85条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定

により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障がい者及び障がい児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス条例第31条第1項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス条例第57条第1項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)にあっては、6人)までの範囲内とすること。

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に個室(指定地域密着型サービス条例第32条第2項第3号又は第58条第2項第3号に規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(4) 基準該当短期入所の提供を受ける障がい者及び障がい児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第6章 重度障がい者等包括支援

第1節 基本方針

第55条 重度障がい者等包括支援に係る指定障がい福祉サービス(以下この章において「指定重度障がい者等包括支援」という。)の事業は、常時介護を要する利用者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障がい福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第56条 指定重度障がい者等包括支援の事業を行う者(以下この章において「指定重度障がい者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障がい者等包括支援事業者が指定を受けている指定障がい福祉サービス事業者(指定療養介護事業者を除く。第59条において同じ。)又は指定障がい者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障がい者等包括支援事業者は、指定重度障がい者等包括支援の事業を行う事

業所(以下この章において「指定重度障がい者等包括支援事業所」という。)ごとに、規則で定める基準を満たすサービス提供責任者を1人以上置かなければならない。

(準用)

第57条 第7条の規定は、指定重度障がい者等包括支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第58条 第9条第1項の規定は、指定重度障がい者等包括支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第59条 指定重度障がい者等包括支援事業者は、指定障がい福祉サービス事業者又は指定障がい者支援施設でなければならない。

(障がい福祉サービスの提供に係る基準)

第60条 指定重度障がい者等包括支援において提供する障がい福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障がい者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障がい福祉サービスを提供する事業所は、岡崎市障がい福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第52号)又は岡崎市障がい者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第55号)に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障がい者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障がい者等包括支援において提供する障がい福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。)の提供をさせてはならない。

3 指定重度障がい者等包括支援において提供する障がい福祉サービス(短期入所及び共同生活援助に限る。)を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障がい者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障がい福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障がい福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障がい者等包括支援の取扱方針)

第61条 指定重度障がい者等包括支援事業者は、利用者又は障がい児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容を記載し

た重度障がい者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障がい者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障がい者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障がい者等包括支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定重度障がい者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障がい者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(準用)

第62条 第10条から第12条まで、第16条及び第17条の規定は、指定重度障がい者等包括支援の事業について準用する。

第7章 削除

第63条から第71条まで 削除

第8章 自立訓練(機能訓練)

第1節 基本方針

第72条 自立訓練(機能訓練)(施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障がい福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第73条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- (1) 看護職員
- (2) 理学療法士又は作業療法士
- (3) 生活支援員
- (4) サービス管理責任者

2 前項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 前2項に規定するもののほか、指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第74条 第26条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第75条 第38条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(訓練)

第76条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)

第77条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第87条第1項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障がい福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

第78条 第10条から第12条まで、第16条、第17条、第28条及び第31条から第33条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第78条の2 自立訓練(機能訓練)に係る共生型障がい福祉サービス(以下「共生型自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第78条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第78条の4 第10条から第12条まで、第16条、第17条、第26条、第28条、第31条から第33条まで、第72条及び前節(第78条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第6節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第79条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障がい福祉サービス(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第79条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者のうち規則で定める要件を満たした者が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所(基準該当自立訓練(機能訓練)事業者が当該事業を行う事業所をいう。第115条第1項において同じ。)とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

第9章 自立訓練(生活訓練)

第1節 基本方針

第80条 自立訓練(生活訓練)(施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)に係る指定障がい福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必

要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第81条 指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。)に置くべき従業者は、次のとおりとする。

(1) 生活支援員

(2) 地域移行支援員(指定宿泊型自立訓練(指定自立訓練(生活訓練)のうち、施行規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。第83条第2項及び第115条第1項において同じ。)を行う場合に限る。)

(3) サービス管理責任者

2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第82条 第26条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第83条 指定自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、前項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

3 前項に規定する居室の基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

4 第1項及び第2項に規定する設備(居室を除く。)の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

(準用)

第84条 第10条から第12条まで、第16条、第17条、第28条、第31条から第33条まで、第76条及び第77条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第5節 共生型障がい福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第84条の2 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障がい福祉サービス(以下「共生型自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第84条の3 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(準用)

第84条の4 第10条から第12条まで、第16条、第17条、第26条、第28条、第31条から第33条まで、第76条、第77条及び第80条の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第6節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第85条 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障がい福祉サービス(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当

自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障がい者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第85条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者のうち規則で定める要件を満たした者が地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障がい者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所(基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が当該事業を行う事業所をいう。第115条第1項において同じ。)とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、適用しない。

第10章 就労移行支援

第1節 基本方針

第86条 就労移行支援に係る指定障がい福祉サービス(以下「指定就労移行支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則

第6条の9に規定する者に対して、施行規則第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第87条 指定就労移行支援の事業を行う者(以下「指定就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- (1) 職業指導員
- (2) 生活支援員
- (3) 就労支援員
- (4) サービス管理責任者

2 前項に規定するもののほか、指定就労移行支援事業所の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者)

第88条 前条の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和26年文部省・厚生省令第2号)によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- (1) 職業指導員
- (2) 生活支援員
- (3) サービス管理責任者

2 前項に規定するもののほか、認定指定就労移行支援事業所の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第89条 第26条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第90条 次条において準用する第38条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所

の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(準用)

第91条 第38条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(通勤のための訓練の実施)

第91条の2 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第92条 指定就労移行支援事業者は、利用者が次条において準用する第28条に規定する指定就労移行支援に係る個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第2項に規定する障がい者就業・生活支援センターをいう。第102条第2項において同じ。)及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第93条 第10条から第12条まで、第16条、第17条、第28条、第31条から第33条まで、第40条、第41条及び第76条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第11章 就労継続支援A型

第1節 基本方針

第94条 施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型に係る指定障がい福祉サービス(以下「指定就労継続支援A型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第95条 指定就労継続支援A型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援A型事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労継続支援A型事業所」という。)に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- (1) 職業指導員
- (2) 生活支援員
- (3) サービス管理責任者

2 前項に規定するもののほか、指定就労継続支援A型事業所の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第96条 第26条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第97条 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

3 第1項に規定する設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第98条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は、専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第99条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者(多機能型により第104条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第100条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障がいの特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃)

第101条 指定就労継続支援A型事業者は、第99条第1項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、第99条第2項の規定による利用者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

4 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

5 第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(実習の実施)

第102条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が次条において準用する第28条に規定する指定就労継続支援A型に係る個別支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の

確保に努めなければならない。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障がい者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(準用)

第103条 第10条から第12条まで、第16条、第17条、第28条、第31条から第33条まで及び第76条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第12章 就労継続支援B型

第1節 基本方針

第104条 施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型(以下「就労継続支援B型」という。)に係る指定障がい福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(準用)

第105条 第26条及び第95条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第106条 第97条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(工賃の支払等)

第107条 指定就労継続支援B型の事業を行う者(以下この条において「指定就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額(第4項において「工賃の平均額」という。)は、3,000円を下回ってはならない。
- 3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

- 4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県及び市に報告しなければならない。

(準用)

第108条 第10条から第12条まで、第16条、第17条、第28条、第31条から第33条まで、第40条、第76及び第102条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第102条第1項中「次条」とあるのは「第108条」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当障がい福祉サービスに関する基準

(実施主体等)

第109条 就労継続支援B型に係る基準該当障がい福祉サービス(以下「基準該当就労継続支援B型」という。)の事業を行う者(以下この条及び次条において「基準該当就労継続支援B型事業者」という。)は、社会福祉法第2条第2項第7号に掲げる授産施設又は生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第4号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

- 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所(次項及び第115条第1項において「基準該当就労継続支援B型事業所」という。)ごとに、岡崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年岡崎市条例第49号。次項において「条例」という。)第15条に掲げる従業員のうちから1人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

- 3 基準該当就労継続支援B型事業所は、条例に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

(工賃の支払)

第110条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)

第111条 第10条、第11条、第16条、第17条、第26条、第28条、第31条、第33条、第40条、第76条、第102条及び第104条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用す

る。この場合において、第102条第1項中「次条」とあるのは「第111条」と読み替えるものとする。

第13章 就労定着支援

第1節 基本方針

第111条の2 就労定着支援に係る指定障がい福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対して、施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障がい福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第111条の3 指定就労定着支援の事業を行う者(第111条の5及び第111条の6において「指定就労定着支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(次項において「指定就労定着支援事業所」という。)に置くべき従業者は、次のとおりとする。

(1) 就労定着支援員

(2) サービス管理責任者

2 前項に規定するもののほか、指定就労定着支援事業所の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第111条の4 第26条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第111条の5 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第111条の6 指定就労定着支援事業者は、過去3年間ににおいて平均1人以上、通常の事業所に新たに障がい者を雇用させている生活介護等に係る指定障がい福祉サービス事業者

でなければならない。

(準用)

第111条の7 第10条から第12条まで、第16条、第17条、第28条及び第31条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第14章 自立生活援助

第1節 基本方針

第111条の8 自立生活援助に係る指定障がい福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第111条の9 指定自立生活援助の事業を行う者(第111条の12において「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(次項において「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者は、次のとおりとする。

(1) 地域生活支援員

(2) サービス管理責任者

2 前項に規定するもののほか、指定自立生活援助事業所の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第111条の10 第26条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第111条の11 第111条の5の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第111条の12 指定自立生活援助事業者は、指定障がい福祉サービス事業者(居宅介護、重

度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。)、指定障がい者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

(準用)

第111条の13 第10条から第12条まで、第16条、第17条、第28条及び第31条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第15章 共同生活援助

第1節 基本方針

第112条 共同生活援助に係る指定障がい福祉サービス(以下「指定共同生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第113条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- (1) 世話人
- (2) 生活支援員
- (3) サービス管理責任者

2 前項に規定するもののほか、指定共同生活援助事業所の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(管理者)

第114条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第115条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の

家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(第120条の6第1項において「入所施設」という。)、指定障がい福祉サービス事業所等(指定生活介護事業所、共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業所等、共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業所等、共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等、基準該当生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業所等、共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等、基準該当自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定宿泊型自立訓練を行う場合を除く。)、共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業所等、共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等、基準該当自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、第104条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う事業所及び基準該当就労継続支援B型事業所をいう。以下この項及び第120条の6第1項において同じ。)又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、指定障がい福祉サービス事業所等については、地域との交流が図られる等の配慮がされているものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- 2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下この項において「本体住居」という。)と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下同じ。)を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。)を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(市長が特に必要があると認めるときは、30人)以下とすることができる。
- 5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以

上30人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)
とすることができる。

6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を
設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設
備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認
められる場合は、2人とする。ことができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。

(1) 入居定員を1人とする。

(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

(3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4節 運営に関する基準

(入退居)

第116条 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要
する者を除く。)に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生
活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退
居後の生活環境及び援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を
行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め
なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第117条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助に係る個別支援計画(次項におい
て「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むこと
ができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、
その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なもの

とならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護及び家事等)

第118条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業者の従業者以外の者による介護又は家事等(指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

(定員の遵守)

第119条 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第120条 第10条、第11条、第16条、第17条、第31条及び第33条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第120条の2 第1節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活

援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。)の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第120条の3 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者)

第120条の4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所(以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者は、次のとおりとする。

(1) 世話人

(2) 生活支援員

(3) サービス管理責任者

2 前項に規定するもののほか、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第120条の5 第114条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(設備)

第120条の6 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設、指定障がい福祉サービス事業所等又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。ただし、指定障がい福祉サービス事業所等については、地域との交流が

図られる等の配慮がされているものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は、20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(市長が特に必要があると認めるときは、30人)以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。
- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4款 運営に関する基準

(実施主体等)

第120条の7 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第45条に規定する指定短期入所(第46条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。)を行うものとする。

(介護及び家事等)

第120条の8 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常

生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時 1 人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等(日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

(協議の場の設置等)

第120条の 9 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の 3 第 1 項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下この項において「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第120条の10 第10条、第11条、第16条、第17条、第31条、第33条、第116条、第117条及び第119条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第 6 節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第121条 第 1 節から第 4 節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助(指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画(外部サービス利用型指定共同生活援助に係る個別支援計画をいう。以下この条及び次条において同じ。)の作成、相談その他の日常生活上の援助(第123条第 1 項において「基本サービス」という。)及び

当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者(以下「受託居宅介護サービス事業者」という。)により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助(以下「受託居宅介護サービス」という。)をいう。以下同じ。)の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第122条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者)

第123条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者(以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(次項及び第128条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき基本サービスを提供する従業者は、次のとおりとする。

(1) 世話人

(2) サービス管理責任者

2 前項に規定するもののほか、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者に関し必要な基準は、規則で定める。

(準用)

第124条 第114条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第125条 第115条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第126条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障がい者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所(次条第1項及び第128条において「受託居宅介護サービス事業所」という。)の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第127条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(準用)

第128条 第10条第2項、第11条、第16条、第17条、第31条、第33条及び第116条から第119条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第118条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは、「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第16章 雑則

(規則への委任)

第129条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(地域移行支援型ホームの特例)

第2条 次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第115条第1項(第125条で準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。

(1) 愛知県又は西三河南部東障害保健福祉圏域(法第89条第2項第2号の規定により愛知県が定める区域のうち、本市を含む区域をいう。)における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助等」という。)の量が事業を開始する時点において、愛知県障害福祉計画(同条第1項の規定により、愛知県が定めるものをいう。)において定める愛知県又は当該圏域の指定共同生活援助等の必要な量に満たないこと。

(2) 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所(以下「地域移行支援型ホーム」という。)における指定共同生活援助の事業等について第115条第2項から第9項まで(第125条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第115条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等)

第3条 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者(以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。)が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間)

第4条 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、2年を超えて、指

定共同生活援助等を提供してはならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針)

第5条 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下この条において「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

(地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置)

第6条 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(以下この条において「地域移行推進協議会」という。)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下この項において「協議会等」という。)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

第7条 第118条第3項及び第120条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。次項において「区分省令」という。)第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第118条第3項及び第120条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サ

ービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成33年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)

第8条 平成18年10月1日前に存する法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第21条の8に規定する知的障がい者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているものにおいて行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業について、第83条第3項の規定を適用する場合においては、同項第1号中「1人」とあるのは「4人以下」と、同項第2号中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「6.6平方メートル」とする。

附 則(平成25年3月28日条例第9号抄)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月7日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月27日条例第10号)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第63条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに改正前の条例第118条に規定する指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、この条例による改正後の岡崎市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例第112条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

附 則(平成27年 3 月26日条例第11号)

この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成28年 3 月25日条例第14号)

この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成28年 3 月25日条例第16号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成29年 3 月27日条例第11号)

この条例は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成30年 3 月23日条例第14号)

この条例は、平成30年 4 月 1 日から施行する。